

第 19 回 表現の自由 (3)

3. 検閲の禁止

- ・ 公権力が国民の表現活動を事前に抑制することは、原則として許されない(21 条 1 項)。例えば、裁判所による出版物の事前抑制は、厳格かつ明確な要件の下でのみ許される(北方ジャーナル事件最高裁判決(最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁))。
- ・ 21 条 2 項が禁止する検閲とは、最高裁判所の見解によれば、「行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるもの」を指す(税関検査事件最高裁判決(最大判昭和 59 年 12 月 12 日民集 38 卷 12 号 1308 頁))。
- ・ 検閲の禁止が具体的に問題となる場面として、裁判所による出版物の差止命令、税関検査(関税法 69 条の 11 第 1 項 7 号によれば、「公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品」を輸入できない)、教科書検定(学校教育法 34 条 1 項等によれば、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」でなければ小学校等で使用できない)などがある(北方ジャーナル事件最高裁判決、税関検査事件最高裁判決、第一次家永訴訟最高裁判決(最判平成 5 年 3 月 16 日民集 47 卷 5 号 3483 頁))。

4. 表現の自由の規制立法に対する違憲審査

- ・ 表現の自由といえども絶対的なものではないので、必要最小限度の規制は認められる。
- ・ 表現の自由を中心とする精神的自由権を規制する立法の合憲性は、経済的自由を規制する立法よりも、厳しい基準によって審査されなくてはならないとされる。なぜならば、表現の自由などの精神的自由権が制約された場合、経済的自由権が制約された場合と比較して、被害が甚大で、かつ、民主政治の過程で回復が困難であるからである。このことから、表現の自由をはじめとする精神的自由権は、優越的地位をもつともいわれる。
- ・ 精神的自由権への規制に対しては、裁判所は、規制目的の高度の正当性と、規制手段の必要最小限度性を審査し、国家による立証が成功しない限り、違憲と判断する。一方、経済的自由権への規制に対しては、規制目的の正当性と、目的と規制手段との合理的関連性を審査し、目的が正当または手段が合理的でなければ、違憲と判断する。

【宿題】皇居前広場事件最高裁判決（I-80）、吉祥寺駅構内ビラ配布事件最高裁判決（I-57）、泉佐野市民会館事件最高裁判決（I-81）及び新潟県公安条例事件最高裁判決（I-82）、福岡県青少年保護育成条例事件最高裁判決（II-108）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

Q19-1 憲法第21条第2項前段の「検閲」に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の批判となっている場合には○を、そうでない場合には×を付しなさい。

- ア. a. 名誉毀損のおそれのある記事を掲載した書籍の販売等を、裁判所の仮処分により事前差止めするのは、「検閲」に該当しない。 b. 「検閲」の解釈に当たっては、過去に検閲が行政権により濫用されたという歴史的経緯を踏まえる必要がある。
- イ. a. 外国で出版済みの書籍について、輸入禁制品である「公安又は風俗を害すべき書籍」に該当するか否かを税関が検査するのは、「検閲」に該当しない。 b. 「検閲」は、表現の自由に対する制約という側面と、この自由と一体をなす知る権利に対する制約という側面がある。
- ウ. a. 受刑者の逃走防止等を目的として、その発信しようとする信書の内容を刑務所長が事前に検査するのは、「検閲」に該当しない。 b. 「検閲」の禁止は、国民に対する関係では、絶対的に禁止されるが、特殊の法律関係にある者については、異なる取扱いが認められる。

Q19-2 人権制約立法の合憲性審査に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 判例は、精神的自由に対する制約の合憲性を経済的自由に対する制約の合憲性より厳しく審査すべきであるという二重の基準論を採用し、表現活動に対する制約については、表現内容に基づく制約だけでなく、間接的・付随的制約の合憲性についても厳格な審査を及ぼしている。
- イ. 二重の基準論の1つの根拠として、精神的自由への制約の場合は、民主政の過程自体がゆがめられるから裁判所の積極的な審査が要請されるが、経済的自由への制約の場合は、裁判所は民主的手続の中でなされた立法者の判断の合理性を尊重すべきである、ということが挙げられる。
- ウ. 裁判所は、合憲性審査に当たり人権制約立法の根拠となる立法事実の存否を審査する必要があるが、その際立法事実についての立法者の判断をどの程度尊重すべきかという問題は、いかなる基準で合憲性を判断するかの問題とは無関係である。